

論文

ドイツの秩序自由主義から見たEUの経済体制

鉢野正樹*

1. はじめに

EU⁽¹⁾は2007年3月25日をもって、ローマ条約調印から50年を迎えることになった。本論は、ドイツの秩序自由主義の立場から、半世紀にわたって形成されてきたEUの経済体制を、生成期と転換期に分けて解明する。生成期とは、ミロ斯拉ヴ・ヨヴァノヴィッチが経済統合のマーク1としたローマ条約調印頃までのことである[Jovanović 1997: 16]。転換期とは、同じくマーク2とされた単一欧州議定書(Single European Act, SEA)が調印された頃と、マーストリヒト条約が調印されたマーク3頃までのことである[Jovanović 1997: 16, 18]。

本論がドイツの秩序自由主義(Ordo-Liberalismus)というのは、戦後西ドイツの経済復興と経済体制の形成に決定的な影響をおよぼした経済学派の名称である。西ドイツの経済体制は、社会的市場経済(Soziale Marktwirtschaft)と呼ばれる。これは1990年10月3日の東西ドイツの統一後も、両ドイツの経済体制として継承された⁽²⁾。

秩序自由主義は、別名新自由主義(Neo-Liberalismus)とも、社会的市場経済とも呼ばれる

[Nicholls 1994: 12]。しかし、本論は以上三つの呼び方を特に区別しない⁽³⁾。なぜなら、三者は経済活動の自由放任でなく、かといってその逆の完全統制でもない第三の経済体制を旨とする点で共通するからである。ただし、第三の経済体制は、原理的に自由放任で失われやすい秩序と、完全統制で失われやすい自由とを同時に実現させようとするので、秩序自由主義の名称が適当と判断しこの用語を使う。

EUは、まだ通常の状態のように憲法を制定して国家体制を確立していない。しかし、経済体制については貿易と市場と通貨に関してこれらを共有するまとまりをもってきている⁽⁴⁾。これに関連して、以下の三点を指摘しておきたい。

一つ、1993年のEU首脳会議が定めた加盟申請国への三つのコペンハーゲン基準は、「機能的な市場経済をもつこと」(a functioning market economy)を規定している⁽⁵⁾。EUは、明らかに経済体制を市場経済としている。

二つ、2004年10月にEU加盟25カ国で調印され、翌年フランス(2005年5月)とオランダ(2005年6月)の国民投票で否決され発効にいたっていないEU憲法も、EUの目的の一つに「高度に競争的な社会的市場経済」(a highly

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年

competitive social market economy) をあげている⁽⁶⁾。これによると、EUは経済体制を社会的市場経済としている。

三つ、EUは経済統合の過程で、国家としては分かれていても経済としては一つの経済をつくった。この単一経済は、ローマ条約の関税同盟、単一欧州議定書の共同市場、マーストリヒト条約の経済同盟によって段階的に実現した⁽⁷⁾。

このようにEUが単一経済としてまとまっている以上、秩序自由主義の中核である経済体制の秩序理論を適用することに問題がない。

本論は以上を前提として、EUと秩序自由主義とを経済体制を接点に論じる。EUは将来、連邦国家へと進むのか、あるいは国家連合に留まるのか、経済体制は経済政策と社会政策とをどのようにバランスさせるかを論じたい。

2. 生成期のEUの経済統合と秩序自由主義の経済体制批判

EU形成の時代区分は、先にあげたヨヴァノヴィッチのマーク1・2・3がその一例である。その他、1945年から1957年までを再建、和解、統合とし、1989年から1993年までを新しいヨーロッパか？新しい共同体か？として、この間約50年を全体で6つに分割したデスモンド・ダイナンの時代区分もある⁽⁸⁾。

本論は先にも述べたように、EUの形成過程を生成期と転換期とに分け、秩序自由主義からのEUの経済体制批判を解明する。したがって、EU形成の歴史をユーロベシミズムが台頭した停滞期(1970年-1985年)をはさんで、その前後を生成期(1945年-1970年)と転換期(1985年-2005年)とに大別する。その上で、

重要事項に限定して要点を論述する。

2-1. EUの生成期：関税同盟

EUの形成過程を国際経済学の立場から、経済統合の段階で区分すれば、EUの生成期は関税同盟の段階となる。これはローマ条約が目標にした段階であって、ヨヴァノヴィッチのいうマーク1に相当する。エル・アグラの関税同盟の説明によれば、関税同盟は自由貿易地域によく似ているが、ただ域外への共通関税を設ける点が異なっている[El-Agraa 1993: 1]。EUが関税同盟を完成させたのは、EUの前身であったECが域内の関税を撤廃し域外への共通関税を制定した1968年である[Hitiris 1994: 319]。

この生成期の重要事項としては、マーシャル・プラン(1948年-1952年)⁽⁹⁾、石炭鉄鋼共同体(ECSC 1952年発効)⁽¹⁰⁾、ローマ条約(EEC 1957年調印)⁽¹¹⁾の3つをあげることができる。

まず、マーシャル・プランについて、これがアメリカの期待した欧州統合、あるいは経済統合にならなかった点を中心に説明する。マーシャル・プランの起源と目的には、いくつかの解釈がある⁽¹²⁾。しかし、これが戦後西ヨーロッパで欧州統合を促し、欧州経済協力機構(OEEC)を結成させた点については意見の相違はない。マーシャル・プランには、2つの条件がついていた。一つはヨーロッパ諸国が共同の復興計画を用意すること、二つは資金援助の総額と各国の配分には合意が成立していることであった。ここには、もしヨーロッパ諸国がアメリカからの経済援助を求めるなら、なんらかの形で統合することというメッセージがあった[Jovanović 1997: 3]。ヨーロッパではイギリスとフランスが中心になり、OEECの前身欧州経済

協力委員会 (CEEC) が組織され1948年-1952年にわたる経済援助の総額と国別の配分が決められた [Jovanović 1997: 3]。

アメリカがマーシャル・プランにこめた欧州統合のメッセージは、この計画の立案者達が期待したほどの成果をあげなかった [Dinan 1994: 18]。その理由は、経済協力を討議したOEEC内で、イギリスとフランスとの間に意見の対立が生じたからである。イギリスはOEECの権威がアメリカの要求を満たす程度に最小であるという立場、フランスはその逆の立場であった [Jovanović 1997: 3]。OEEC内でのイギリスとフランスとの論争は、戦後の両国間の力関係でイギリスの意見が通ることになった。しかし、ここに生じた意見の対立は、その後、経済統合の二つの対立軸として継続する。この対立軸はさまざまに表現されている。フランスの集権的な経済統合を連邦主義者 (Federalists)、イギリスの分権的な経済統合を政府間主義者 (Intergovernmentalists) と呼ぶのが、その一例である [McDonald 1994: xx]。

本論は、OEEC内のイギリスとフランスの対立を重視する。なぜなら、ドイツの秩序自由主義は経済体制の分権的体制を支持し、イギリスと似通った立場からのEUの経済体制批判を展開したからである。

次に、フランスが主になって開始した石炭鉄鋼共同体を、この最高機関 (Haute Autorité) の超国家的性格を中心に説明する。石炭鉄鋼共同体の原点であるシューマン宣言 (1950年5月9日) の時代背景には、冷戦構造があった。西欧には、何よりも結束が焦眉の急であった。しかし、西欧には肝心の結束ができていなかった。マーシャル・プランでも説明したよう

に、欧州統合に関してイギリスとフランスとの間に対立があったからである。シューマン宣言は、この閉塞状態を西欧内部から打開させた。シューマン宣言には、主導権をとったフランスの立場がよく表れている。シューマン宣言に記載された欧州連邦 (une Fédération européenne)、最高機関 (une Haute Autorité)、共同体 (une communauté)、連帯 (une solidarité) これら4つの用語は、現在なおEU形成の重要概念として継承されている。

シューマン宣言は連邦主義の立場に立ち、欧州統合が欧州だけでなく世界の平和に貢献すると宣言した。その上で、欧州統合の前に、経済統合の実現を提案した。経済統合を、具体的に1つの事実の連帯 (une solidarité)⁽¹³⁾ からはじめようと呼びかけた。連帯とは、19世紀以来三度も戦火を交えたフランスとドイツとが、軍事と民需の重要産業である石炭と鉄鋼とを共同生産することであった。シューマン宣言はこれを、生産の連帯 (la solidarité de production)⁽¹⁴⁾ と呼んだ。生産の連帯を具体的に担うことになったのがEU委員会の前身、最高機関であった。

最高機関は欧州石炭鉄鋼共同体設立条約で規定されているように、あくまでも石炭鉄鋼共同体の一機関であった。しかし、最高機関には条約が規定した諸目的の執行の権限が委ねられていた。秩序自由主義がECSCに批判的であるのは、最高機関が超国家的集権的性格をもつからであった。ECSC条約は全体で100条あるが、最高機関に関する規定は8条から19条までである。8条は、最高機関の義務が条約の定めた諸目的を規定に従って達成することと規定している。本論は、最高機関に義務として委ねられた権限に注目したい。なぜなら、執行の権限によ

り最高機関が超国家的集権的性格をもったからである。

終わりに、ローマ条約が目ざした関税同盟について説明する。同時に、イギリスが結成した欧州自由貿易連合 (EFTA) について説明する。EECは、1955年イタリアのメッシーナで開かれたECSC加盟6カ国の外相会議にはじまる。この会議は、ECSCの最高機関の初代委員長ジャン・モネの辞任を受けて開かれた。この会議では、モネの後任だけでなく欧州統合も討議された [Dinan 1994: 31]。ECSCの石炭鉄鋼の部分的統合を、石炭鉄鋼に関連の深い運輸とエネルギー (原子力) にまで拡大しようという提案がベネルックス3国から出された⁽⁴⁵⁾。理由は、ベネルックス3国がすでに1948年以来関税同盟の経験があり、関税同盟の利益を認識していたからであった [Jovanović 1997: 7]。

経済統合を部分的統合 (sectoral integration) [Jovanović 1997: 8] から一般的統合 (general integration) [Collins 1993: 21] へと拡大する提案をリードしたのは、ポール・アンリ・スパーク外相であった。メッシーナ会議に基づいてスパーク報告が作成され、次いで設けられたスパーク委員会で、共同市場と原子力共同体の設立が決められた。

部分的統合を一般的統合へと拡大する提案には、4つの問題があった [Jovanović 1997: 8]。

一つは、域内関税の廃止によって競争にさらされるフランス工業の恐れであった。同じ恐れは、ドイツの農業にもあった。この問題は、農業を域内自由化に含めることで決着した。

二つは、域外共通関税をめぐるものであった。保護貿易が伝統のフランスは高い、自由貿易が伝統のオランダは低い域外共通関税を求め

た。決着は、両者の平均をとることでつけられた。

三つは、ルクセンブルグを除くと関連5カ国が植民国であったことに関係する。植民地あるいは旧植民地との特別の関係を重視して、フランスはこれら諸国への域外共通関税の適用に抵抗した。問題は、フランスが負担していたこれら諸国への経済援助を西ドイツが分担することで決着した。

四つは、将来石炭に代わることが予想される原子力に関してであった。原子力の研究と開発には、多額の費用を要する。この問題は、原子力を石炭鉄鋼と同様の部分的統合にすることで決着した。

EECは、以上の問題を克服して部分的統合から一般的統合へと前進した。イギリスはこの間、部分的統合にも一般的統合にも参加せず、北欧諸国と中立国とともにEFTAをローマ条約調印3年後の1960年に結成した。イギリスが、ECSCやEECのような関税同盟を採用せず、FTAタイプの経済統合を組織したのには、いくつかの理由があげられる。一つに、イギリスがアメリカとの関係を重視しアメリカ抜きに関税同盟と距離をおいたこと。二つに、イギリスがカナダ、オーストラリア、インドなどとの連邦関係をEECの関税同盟によって失うことを躊躇したこと。特にイギリスは、域外共通関税を適用するとイギリス連邦からの安い農産物が輸入できなくなる。三つに、ECSCでもEECでも主権を制限する体制にイギリスが反対したこと。

秩序自由主義は、EUの関税同盟に批判的であった。批判の理由は、イギリスのように現実的なものでなく保護貿易の批判に基づいてい

た。関税は、保護貿易の代表的な政策である。秩序自由主義は自由貿易の立場でこれを批判した。

2-2. 秩序自由主義のEUの経済体制批判

—その1—

ドイツの秩序自由主義は、冒頭で述べたように、戦後西ドイツの経済復興と経済体制の形成に決定的な影響をおよぼした。秩序自由主義がこのような業績をあげたのは、コンラッド・アデナウアー首相のもと14年間（1949年-1963年）経済大臣を務めたルドウィヒ・エアハルト（1897年-1977年）の存在が大きかった。エアハルトは経済政策の実践で活躍したが、その実践を経済理論でバックアップしたのがワルター・オイケン（1891年-1950年）であった。

オイケンは、秩序自由主義を代表する経済学者である。オイケンの経済理論は秩序理論（Ordnungstheorie）、経済政策は秩序政策（Ordnungspolitik）と呼ばれている⁽¹⁶⁾。秩序理論は、経済過程の運営は一定の経済秩序に基づくことをいう⁽¹⁷⁾。秩序政策は、経済政策の主体となる政府は経済過程には介入せず、経済秩序の形成にのみ積極的に関与すべきことをいう[Eucken, 1951, 43]。

オイケンは、終戦5年目の1950年にロンドン大学での特別講義⁽¹⁸⁾の最中59歳で他界した。このため、ドイツの経済復興と経済体制の形成に直接関与することは少なかった。ただし、西ドイツに連邦政府が成立する前年（1948年）、英米統合経済地域の経済管理局⁽¹⁹⁾に設けられた専門家会議⁽²⁰⁾の第1回会合で、オイケンは通貨改革後に採用される経済政策について重要な発言を行った。この経済政策には、オイケンの秩序理

論と秩序政策が遺憾なく生かされていた。

通貨改革は英米の軍政局で進められたので、ドイツ側には権限はなかった。ただし、通貨改革後の経済運営に関しては軍政局からの指示はなく、ドイツ側に任されていた。専門家会議が諮問されたのは、通貨改革後の経済運営に関してであった。この問題については、経済管理局と専門家会議のいずれでも、相容れない意見の対立があった。通貨改革後も経済社会の混乱を避けるために統制と計画を維持すべきだとする立場と、これに反して、通貨改革と同時に自由と市場とを早急に回復すべきだという立場の対立であった。これを経済思想で分ければ、前者は社会主義、後者は自由主義の立場であった。オイケンは、後者を代表する1人だった。通貨改革が市場経済を回復するための前提であるとの認識に立ち、通貨改革後は時を移さず生活必需品を除いて価格の統制を撤廃し、計画による資源の配分も廃止すべきだと主張した。

オイケンは、ドイツが経済活動の方向舵（Lenkungsmechanismus）を失っていると述べた[Nicholls 1994: 198]。この洞察の中に、経済活動に内在する経済秩序を探索したオイケンの基本認識がよく表れている。分業と交換が高度に発達した近代の経済には、経済秩序の条件として貨幣と市場とが欠かせない。貨幣が安定した価値をもつことは、貨幣が一般的な価値の尺度となるためにも、一般的な交換の手段となるためにも欠かせない。

貨幣の価値が安定さえしていれば、人は安心して財貨や労役を貨幣と交換で提供する。同じく、貨幣の価値が安定さえしていれば、人は貨幣で表示された財貨や労役の価値を受け入れる。しかし、貨幣の価値が安定するだけでは経

済秩序は充分でない。財貨や労役の価値が貨幣で表示される前に、まず価値の評価がされていなくてはならない。したがって、貨幣とともに市場が必要である。市場は、財貨や労役の価値の評価を合成するからである。

戦後のドイツに財貨の退蔵が起こったのは、価値の安定した貨幣がなかったからである。人が統制された財貨の購入に必要な限られた貨幣だけを得れば、それ以上の労役を提供しなかったのも、貨幣が交換手段として役立たなかったからである。財貨が統制価格の市場から消え闇市場に流れたのも、安定した価値の貨幣がなかったからである。

経済過程の運営は市場に委ねよといったオイケンの提言は、通貨改革後エアハルトによって実行された。エアハルトは、1948年6月20日西ドイツの通貨改革のとき経済管理局長官の地位にあり、通貨改革の2日前、通貨改革後に統制解除を可能にする導入原則法を、経済評議会が成立させていた[Nicholls 1994: 214]。そして、この法律に従って通貨改革後の統制解除を実践した。エアハルトの実施した通貨改革と市場経済の同時発進を、冷水への跳躍 (Sprung ins kalte Wasser) という[Nicholls 1994: 184]。この経済政策は通貨改革後の西ドイツにおいて、新ドイツマルクを求める人々が競って退蔵物資を売却する現象を生じさせた。後に、ショウウィンドーの奇跡と呼ばれた現象である[Nicholls 1994: 216]。

エアハルトとオイケンとは、貨幣の価値を安定させることだけでなく、市場が価値の評価を公正にするために独占価格・寡占価格・公定価格を排除すること、貿易でも国家の管理を排除することなど、経済政策の原則が共通してい

た。

両者は、経済過程の運営は市場に委ね経済秩序の形成にのみ政府が責任を負うという経済政策の原則で一致していた。自由放任のように、経済過程にも経済秩序にも政府は干渉しないというのではない。かといって、完全統制のようにいずれをも政府が管理するというでもない。

第三の道と呼ばれる秩序自由主義、新自由主義、社会的市場経済が共通して目指した経済体制は、自由放任と完全統制とを止揚するものであった。私的であれ公的であれ経済権力による価格操作を排除する経済秩序の形成は、これを自由に放任しない。政府が、責任をもって形成する。しかし、一旦経済秩序が経済権力の干渉のない競争秩序になったなら、この経済秩序のなかで展開する経済過程には政府は干渉しない。この経済体制によって秩序自由主義は、自由放任と完全統制とを克服しようとした。

シューマンとモネとが主導した石炭鉄鋼共同体は石炭と鉄鋼という重要資源を、国家を超えた共同体のもとにおき、この共同体を最高機関が管理する。これによって、資源を巡る国家間の紛争を解消しようとした。これは、モネの画期的な構想であった。

しかし、この構想には欧州統合を望むアメリカ、これをヨーロッパでの復権の好機と見たドイツ、ドイツの石炭鉄鋼産業を共同体に封じ込める効果を期待したフランス、パリとボンの関係改善を歓迎したイギリスなど、さまざまな国益が幸いした[Nicholls 1994: 314]。

その上、石炭鉄鋼産業の側には石炭鉄鋼共同体を国際カルテルに利用できると思惑すらもあった[Nicholls 1994: 314]。

シューマン・プランが発表され、朝鮮戦争で東西対立が高まった1950年当時、エアハルトは1949年に成立したドイツ連邦共和国で経済大臣であった。アデナウアーは、政治と外交の観点からシューマン・プランに賛成した⁽²¹⁾。しかしエアハルトは、石炭鉄鋼共同体の支持が高まる内外の情勢の中で、これに反対する立場に立った。

エアハルトは深まり行く冷戦構造のなかで、いかなる国家も単独では危機に対抗できる福祉と社会保障とを確保できないことを認識していた[Erhard 1962: 256]。エアハルトも、西ヨーロッパの自由世界にとって、結束がいかに重要であるかを十分に理解していた。ただし、エアハルトはいかに結束するかには2つの形態があるといった。一つは集権的結束、もう一つは分権的結束であった。エアハルトは前者を制度的統合 (institutionelle Integration)、後者を機能的統合 (funktionelle Integration) と名づけて両者を区別した[Erhard 1962: 256]。いずれの統合も、国境に妨げられない物流を実現する。しかし、制度的統合は石炭鉄鋼共同体がそうであるように、最高機関が場合によっては生産・分配・投資などの経済過程に介入する⁽²²⁾。エアハルトはオイケン同様、政策主体の経済過程への介入を原則として認めない。したがって、最高機関の超国家的集権的性格には批判的であった。このためにエアハルトは、ECSCの集権的統合には賛成しなかった。

機能的統合は制度的統合とは異なり、関税や数量制限 (quota) 等の貿易の障壁を除去することで、統制と計画ではなく自由と市場とによる経済統合を実現しようとする。これは、FTA型の経済統合の形態である。国家の主権も大き

くは制限されないのが、分権的統合といえる。

オイケンやエアハルトと同時代の著名な経済学者ウィルヘルム・レプケ (1899年-1966年) も、資本主義と社会主義の対立を超えた第三の経済体制を提唱した[Röpke 1948: 43]。レプケもEUの生成期の経済学者であったが、1960年代にEUの前身ECとEFTAとに分裂する西ヨーロッパの現実に深い憂慮をもっていた[Nicholls 1994: 347]。レプケはEC 6カ国の関税同盟を、自由貿易から保護貿易への逆行と見ていた[Röpke 1959: 87]。

ECSCの部分的統合からEECの一般的統合へと前進したEUは、6カ国の域内で関税のない自由貿易、しかし域外には共通関税をもつ保護貿易の体制を形成した⁽²³⁾。レプケは決して、ローマ条約が目ざした域内の自由貿易と共同市場を批判したのではない。ただ、域外への保護貿易を批判したのである。保護貿易には、国民国家の間に対立・紛争・戦争を起こさせた歴史がある。この歴史認識に立てば、保護貿易を自由貿易に置換えることが、平和を実現する第一歩となる。これはシューマン宣言に見られた、生産の連帯や共同体の形成とは異なる見解であった。レプケによれば、関税同盟 (CU) 型ではなく自由貿易地域 (FTA) 型の経済統合が望ましい。ただ、EUが深化と拡大を続け、バラッサのいう完全な経済統合[ベルクマンズ2004:12]に近づいている現実を前にすると、レプケの見解が淘汰されたかに見える。しかし、EUが域内の自由貿易の原則を加盟国の増加によって域外にも拡大していると解釈すればレプケの見解は決して淘汰されたことにはならない。

秩序自由主義は、自由と市場とを原則に経済体制を形成した。政府は、市場の形成には責任

を負う、しかし、一旦市場を競争秩序に形成したら、経済過程の動向は企業と家計の自由に委ねる。秩序自由主義の経済体制を基準にすれば、資源も、市場も、貿易も国家を超えた共同体のもとにおき、これを共同体の機関が管理するEUの経済体制は、計画と統制を原則にするものとして批判されたのも当然である。

3. 転換期のEUの経済統合と秩序自由主義の経済体制批判

EUは域内関税の撤廃と域外関税の制定とを、ローマ条約が期限にした12年目の1969年を待たずに完了した⁽²⁴⁾。この限り、EUの経済統合は順調に進んだ。しかし、その後1970年代半ばEUはユーロベシズムあるいはヨーロッパ動脈硬化症 (Euroclerosis) と呼ばれる停滞期に入った[Dinan 1994: 69]。停滞期は1980年代半ば、EUが関税同盟から共同市場に向かって新たな活動を再開するまで続いた。本論は先にも述べたように、これを停滞期 (1970年 - 1985年) として区分する。

しかし、停滞期といってもEUが経済統合を全く停止したわけではない。経済統合の最初の拡大は、この期間にはじまった。イギリス⁽²⁵⁾、アイルランド、デンマークの加盟による第1次拡大が1973年にあり、ギリシャの加盟による第2次拡大は1981年にあった。EUの拡大は、開かれた関税同盟への第一歩であった。域内の自由貿易の領域を、広げた点で重要であった。

この期間に後に実を結ぶことになる、報告書や計画書が作成された⁽²⁶⁾。なかでも、後にマーストリヒト条約で通貨統合と共通外交安全保障政策となって結実するウェルナー報告 (1975年) とダヴィヨン報告 (1970年) が重要である。

ダヴィヨン報告は、加盟6カ国の対外政策の調整のため年2回の外相会議を提案した。これは後に、マーストリヒト条約で共通外交安全保障条約となって結実した。ウェルナー報告は、為替相場の変動が域内の物流を妨げる問題に対応して作成された。域内関税の廃止によって、確かに域内の物流は容易になった。しかし関税と並んで為替相場の変動も、物流にとっては障害であった。問題提起は、ドイツによって行われた。ドイツは当時、石油危機後に発生した物価騰貴によって減価するフランと、そのあおりで増価するマルクに直面していた。これに答えたウェルナー報告には、後に実現する単一通貨の発行や中央銀行の設立などの提案も含まれていた[El-Agraa 1993: 119]。

ただし、ウェルナー報告が提案した経済通貨同盟 (EMU) が実現するには、1970年代は時期があまりにも悪すぎた。ドルショック (1971年)、第1次石油危機 (1973年)、第2次石油危機 (1979年) と相次ぐドル安と物価騰貴とによって、通貨間の為替相場の安定が不可能だったからである。国際経済が激動するなか、各国は国内のスタグフレーションに悩まされた。このため各国の関心は、為替相場の安定から国内の景気と雇用へと移った。これによってEMUは、マーストリヒト条約で再び日の目を見るときまで一時立ち消えになった。

3-1. EUの転換期：共同市場と経済同盟

1980年代半ば、EUは大きな転機を迎えた⁽²⁷⁾。

この転機は、日米に比べ石油危機後の不況脱出に立ち遅れたヨーロッパの危機感から生じた。石油危機によるスタグフレーションを、アメリカはレーガン大統領の小さな政府や企業の

レイオフによって打開した。日本も、省エネや減量経営によって解決した。更に両国ともに、半導体などの技術革新によってコストの削減を推進した。EUには、日米が展開した労働コストの削減をしようにも労働組合の障壁があった⁽²⁸⁾。政府支出を縮小しようとする、社会福祉との間に軋轢が生じた⁽²⁹⁾。技術開発をしようにも、投資資金に隘路があった⁽³⁰⁾。そこでEUはこの難局を、それまで進めてきた経済統合の深化によって打開しようとした。

ローマ条約によって達成された関税同盟は、確かに域内の関税、数量制限、為替管理、補助金、課徴金など物流を妨げる障害は取り除いた。これによって、域内の物流は容易になった。しかし、先にも述べた為替相場の変動は物流を妨げる要因のひとつであった。同じく、非関税障壁 (non-tariff barrier, NTB) もそのような要因のひとつであった。1980年代半ばEUは、このような障害を排除することで域内市場の規模の経済性を高め、日米との経済競争に対抗する戦略を開始した[Jovanović 1997: 15]。

この戦略を展開したのは、当時のEC委員長ジャック・ドロールであった。ドロールは単一欧州議定書に先立つ1985年に、イギリスのEC委員アーサー・コックフィールドとともに域内市場を完成させるための白書を作成した⁽³¹⁾。

この域内市場完成白書が、転換期のEU改革にとって出発点になった。

そこで、この転換期の改革を単一欧州議定書(1987年発効)、マーストリヒト条約(1993年発効)、EU憲法(2004年調印)を重要事項として、その要点を説明する。

まず、単一欧州議定書からはじめる。SEAで重要な点は二つあった。一つは、域内市場完

成白書の提案に基づいて、1992年末までに域内に共同市場あるいは単一市場を完成させる規定を設けたことであった⁽³²⁾。もう一つは、この単一市場が完成次第、それに続いて単一通貨が発行できるように経済通貨同盟を規定したことであった⁽³³⁾。これら2つの補足改正でEUは、単一市場によって、すべての国家ですでに成立している国内市場に大きく近づいた。この規定は、1992年末に実現した。これで、EUはバラッサのいう共同市場の段階を達成した。

次に、マーストリヒト条約が単一市場から、更に単一通貨へと経済統合を深化させたことを説明する。マーストリヒト条約は前文で、欧州連合 (a European Union) を建設すると宣言した。マーストリヒト条約には、三本柱があった。EEC条約の一部改正と、共通外交安全保障政策 (CFSP) と司法内務協力 (JHA) であった。三本柱のうち、マーストリヒト条約は経済関係を政治関係より優先していた。したがって、三本柱のうちの中心は、単一通貨の発行を規定したEEC条約の改正であった[Jovanović 1997:18]⁽³⁴⁾。この規定によってEUは、発券銀行である欧州中央銀行を設立し、2002年からは共通通貨であるユーロを加盟15カ国中12カ国で発行することになった⁽³⁵⁾。これでEUは、バラッサのいう経済同盟の段階に達した。

終わりに、EU憲法は欧州統合を経済統合から政治統合へと発展させるためであることを述べる。欧州憲法設立条約は、2004年10月29日に加盟25カ国によってローマで調印された。しかし、その後批准の段階で2005年にフランスとオランダの国民投票で否決された。EU憲法成立にとっての最大の障害は、国家のもつ主権である。すでに経済統合でも、域内市場を完成させ

るには不可欠である通貨統合が、イギリスとデンマークの選択的離脱 (opt-out) によって拒否された。同一の問題は、政治統合では常に前面に出る。例えば、2003年にはじまったイラク戦争でアメリカを支持したイギリスと、これに反対したフランスとドイツの間で対イラク政策についての対立があった。このように共通外交安全保障政策での協調は、容易ではない。

3-2. 秩序自由主義のEUの経済体制批判

—その2—

本論が生成期と転換期とした両期間の間に、EUも秩序自由主義も大きく変化した。EUには、深化と拡大があった。秩序自由主義には、研究者の世代交代があった。生成期について本論は、オイケン、レプケ、エアハルト三人の名をあげた⁽³⁶⁾。転換期には、これら創始者達はすでに世を去っていた。

そこで、創始者達を継承した秩序自由主義の第2世代が転換期のEUをどうとらえ、変貌したEUの経済体制をどう評価し、そこからどのような結論が得られるかを、次に論じたい。

ヘルムート・グレーナーとアルフレッド・シューラーは、国際経済が激動した1970年代以降について、二つの国際経済秩序を比較した。一つはアメリカが中心になったGATTとIMF、もう一つはヨーロッパが形成したECであった。グレーナーとシューラーは、この時代二つの国際経済秩序が対照的な発展軌道をたどったと指摘した。GATTとIMFは再国家化に進み、逆にECは国際化、あるいは共同体化に向かった[Gröner und Schüller 1989: 436]。

確かにこの時代、アメリカはドルと金との交換を停止して保護貿易へと旋回した。ドル高を

是正し輸出を増やし、金の国外への流出を阻止しようとした。アメリカは、もはや国際経済秩序をリードしたかつての自由貿易の旗手ではなくなった。自由貿易から保護貿易への逆行は、ドル危機後の石油ショックによって世界に広まった。各国はスタグフレーションから自国の産業と雇用を守るために、保護貿易に傾き輸出補助金、輸出自主規制、輸入割り当て制を実施した[Gröner und Schüller 1989: 434]。戦後アメリカが中心になったGATTとIMFの国際経済秩序は、この時代に自由貿易から保護貿易へ、固定相場制から変動相場制へと逆行した。しかし、これとは対照的にEUは1980年代半ばから経済統合を深化させ拡大した。深化では関税同盟から共同市場そして経済同盟へと向かい、拡大では1986年にスペインとポルトガルを加えて第3次拡大を実現した。

本論は、グレーナーとシューラーの国際経済秩序の比較をもとに、二つの点を転換期のEUについて指摘したい。

一つ目は、EUが経済統合の深化と拡大の結果、ヨーロッパのなかに2007年の時点で27カ国にのぼる関税も非関税もいずれの障壁もない共同市場を形成したことである。これによって、ローマ条約時代にあった関税同盟EECとそうではないEFTAの対立が解消された。秩序自由主義から見れば、これは評価される変化だった。

二つ目は、EUの深い経済統合を可能にした連帯 (solidarité) の推進力である。EUの経済統合が深いというのは、関税などの保護貿易の障害を除去しただけでなく、ローマ条約にある財貨・用役・労働・資本の自由移動をとまなう画期的な4つの市場統合を目標にし、更に

通貨統合を実現しようとしたからである。しかし、EUが深い経済統合を完成し、レプケのいう価格・交換・支払共同体 (Preis-Tausch- und Zahlungsgemeinschaft) [Gröner und Schüller 1989: 430]⁽³⁷⁾を形成するためには、大きな推進力を必要とする。これを可能にしたのは、秩序自由主義の原則である自由と市場ではない。シューマン・プランが、ECSCを実現させた計画と統制の原則である。共同体と最高機関とは、計画と統制なしでは運営できない。これを可能にしたのが、連帯である。連帯が、計画と統制を原則にする経済体制を実現させた。ここに本論は、EUの経済体制にある自由と市場とは対立する計画と統制の原則を見る。EUの経済体制には、二つの原則が競いあっている。

秩序自由主義は、経済統合の深化に反対しない。しかし、深化を推進させた経済体制を批判する。本論は、ここにEU形成の深い問題を見る。秩序自由主義は、経済統合という目的を批判したことはない。ただ、これを達成する手段を批判する。同一の批判のパターンは、先に述べたOEEC内のイギリスとフランス間の連邦主義者と政府間主義者の対立でも見られた。同様の批判を、エアハルトは制度的統合と機能的統合との対比で行った。

マーストリヒト条約が経済統合から政治統合への深化を宣言したとき、ラルス・フェルトは同じ批判をEUの政治統合に関して行った。フェルトも、EUが政治統合へと進むことには反対しない。ただ、政治統合には二つの政治体制があることを指摘する。一つは国家連合 (Staatenbund) であり、もう一つは連邦国家 (Bundesstaat) である。更にフェルトは、EUが仮に連邦国家を目的にしても、これを達

成するのに二つの手段があると論じた。一つは競争的な連邦制 (Wettbewerbsföderalismus) であり、もう一つは共同的な連邦制 (kooperativer Föderalismus) である [Feld 2003: 303]。前者は分権的、後者は集権的な連邦制である。その上で、フェルトはEUの政治統合は国家連合に近い連邦国家、したがって競争的な連邦制とすべきであると論じた⁽³⁸⁾。本論は、経済統合に果たした連帯の推進力を評価した。しかし、連帯は強制された連帯と自発的な連帯に区別されることを注意したい。政治統合が成功するには、国家の主権と国益とが、経済統合以上に障害になる。この障害は、強制的でない自発的な連帯で克服されるのが至当である。なぜなら、EUは多言語、多民族、多様性の地域である。EU憲法が第1条8項でいうような多様性のなかの統一性をモットーにするならば、フェルトのいう競争的な連邦制が望ましい。秩序自由主義はオイケンの秩序理論と秩序政策で見たように、政府の経済権力を経済秩序の形成で認めるが、経済過程では認めない。経済過程の運行は、市場の歪みのない競争秩序を前提に、企業と家計の自由な活動に委ねられる。このような経済体制は、集権的でなく分権的である。フェルトがEUに競争的な連邦制を求めたのは、秩序自由主義の分権的な経済体制からして当然のことであった。

4. むすびに

マンフレット・シュトライトはEU憲法草案が発表されたとき、草案の第1条3項に目的として掲げられた、高度に競争的な社会的市場経済について批判を行った。批判の要点は、経済体制が社会的市場経済とされたときに生じる両

様の解釈であった[Streit 2004: 334]。ドイツでは、政治的に対立するキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU・CSU)と社会民主党(SPD)両政党がともに社会的市場経済を党の支持する経済体制として認知している。このため政党によって、自由主義よりも社会主義よりも両様に社会的市場経済は運営される。SPDは社会政策に、CDUは経済政策に重きをおきやすい。

ドイツでは重きをいずれにするかは、国民の支持する政党によって左右される。したがって、例えば国民が社会政策に重点がかかり財政負担が大きくなって経済成長を損なっていると判断すれば、政党の支持を変えて政府に政策変更を迫ることになる。逆に、経済政策に重点がおかれすぎて過当競争が社会正義を害していると判断すれば逆の行動をとればいい。国民の判断が、社会政策と経済政策のバランスをとらせる。

しかし、EUはドイツでは作動する社会政策と経済政策のバランス調整の機能をもたない。EUはドイツのように国民が政党を選択し、政党が政府を構成するという機構になっていない。経済体制の名称は同じ社会的市場経済でも、ドイツとEUとでは、運営の方法が全く異なる。ドイツの政府に相当するのは、EU委員会である。したがって、EUでは経済政策と社会政策のバランスはEU委員会が決定権をもつ。EU委員会は、ドイツの政党と国民との関係とは異なり、EU市民に左右されない。EUには、民意を充分反映しない民主主義の赤字(democracy deficit)がある。

秩序自由主義はオイケンの秩序政策が、競争秩序と呼ばれるように経済政策に重点をおく。

しかし、秩序自由主義は福祉政策のような社会政策を軽んじてはいない。オイケンは経済政策の課題が、機能的(funktionsfähig)かつ人間的(menschenwürdig)な秩序の形成であると述べている[Eucken 1968: 14]。オイケンも経済体制にとって、経済政策と社会政策のバランスが重要であることは充分認識していた。ただ、社会政策への重点が、国民の政府への依存を高め、経済体制を計画と統制へと移行させるのを警戒したのである。EUの社会的市場経済が、計画と統制を原則とした集権的な経済体制にならないことが望まれる。

[投稿受理日2007.09.21/掲載決定日2007.11.29]

注

- (1) EU(欧州連合)という用語は、1993年1月1日に発効したマーストリヒト条約(Treaty on European Union 欧州連合条約)から使われはじめた[山根 1993, 1995, 1998: 3]。それ以前はEC(欧州共同体)、EEC(欧州経済共同体)、ECSC(石炭鉄鋼共同体)と区別して表記すべきである。本論は必要ない限り、EUで表記しておく。
- (2) 1990年5月18日東西両ドイツが調印した経済・通貨・社会同盟創設に関する条約(Der Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion)は第1章基礎第1条条約の対象第3項で、「経済同盟の基礎は、両条約国の共通の経済秩序としての社会的市場経済である」と定めた。
- (3) 秩序自由主義と新自由主義と社会的市場経済との間には、西ドイツの経済復興期には資本主義と社会主義の二項対立を超えた第三の経済体制を志向することで差異はなかった。しかしその後、社会的市場経済は西ドイツおよび統一後のドイツの経済体制を指す用語となり、秩序自由主義はその理論的支柱の一つを意味する用語になって、両者の間に開きが生じている。
- (4) EUがいかなる主体であるかについては、マーストリヒト条約以降、EUが経済統合を完成に近づけ政治統合を目標に活動を進展させるとともに興味あるテーマとなり、特に法学者からの意見の表明

- が顕著である [山根 1993, 1995, 1998: 16] [庄司 2003, 7] [中村 2005: 197, 239]。本論は、ドイツが関税同盟から連邦国家を形成した歴史に鑑み、これがEUの国家体制のモデルになると予測する。
- (5) コペンハーゲン基準は、加盟候補国に三つの基準を満たすことを求めている。一つに民主主義を保証する安定した制度をもつこと、二つに機能的な市場経済をもつこと、三つにEUのアキ・コミュニテール (蓄積された条約) を真摯に受けEUの諸目的を支援することとなっている。http://europa.eu/abc/eurojargon/index_en.htm (2007.06.01アクセス)。
- (6) EU憲法の正式な名称は、欧州憲法設立条約 (Treaty Establishing a Constitution for Europe) である。本文第1部第1章連合の定義と目的第1-3条連合の目的第3項は以下のように規定している。「連合は、均衡ある経済成長と物価の安定を基礎とするヨーロッパの持続可能な発展と、完全雇用と社会発展を目ざす高度に競争的な社会的市場経済と、環境の質の高水準の保護と改善のために活動しなければならない。連合は、科学と技術の進歩を促進しなければならない」。http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/dat/12004V/htm/12004V.html (2007.09.07アクセス)。
- (7) バラッサは、経済統合を (1) 自由貿易地域 (FTA) (2) 関税同盟 (CU) (3) 共同市場 (CM) (4) 経済同盟 (5) 完全な経済統合の5段階にわかれている (J. ベルクマンズ著・田中素香訳 [2004] 『EU経済統合』文眞堂P12)。エル・アグラは、(4) 経済同盟を完全な経済同盟 (5) 完全な経済統合を完全な政治統合としている [El-Agraa 1993: Harvester Wheatsheaf]。ヨヴァノヴィッチのマーク1は、バラッサの第2段階関税同盟に、マーク2は第3段階共同市場に、マーク3は第4段階経済同盟に相当している [Jovanović 1997: 16, 18]。
- (8) ダイナンの6つの時代区分は、以下のようである。1. 再建, 和解, 統合 (1945-1957) 2. 共同体の建設: ド・ゴールの挑戦 (1958-1969) 3. 流転する共同体 (1969-1979) 4. 危機からの脱出 (1979-1984) 5. 欧州共同体の転換 (1985-1988) 6. 新しいヨーロッパか? 新しい共同体か? (1989-1993)。
- (9) 経済援助が決定された経緯には、いくつかの要因があった。一つは、よく知られているように戦後まもなく発生した米ソの対立, 冷戦構造のはじまりであった。二つは、戦後の窮乏を背景にした社会不安であった。フランス, イタリア, ギリシャには左翼政党の台頭があった。三つは、終戦の翌年 (1946年-1947年) ヨーロッパを襲った寒波と旱魃とがあった。以上の情勢を踏まえて、アメリカはヨーロッパの社会を安定させるための復興計画の必要性を認識した [Jovanović 1997: 2-3]。
- (10) ECSCはジャン・モネの備忘録によれば、モネの提案した超国家的な石炭鉄鋼の共同体がベースになっている [Dinan 1994: 21]。正式な名称は欧州石炭鉄鋼共同体設立条約 (Treaty Establishing the European Coal and Steel Community) である。
- (11) ローマ条約は正式には、1957年に調印した欧州経済共同体設立条約 (Treaty Establishing European Economic Community, EEC) と欧州原子力共同体設立条約 (Treaty Establishing European Atomic Energy Community, EURATOM) 二つの条約を含んでいる。EECはECSCを進展させたが、その理由はECSCの成功によるかどうかについては、評価が分かれるので明確ではない。ただし、EECはECSCの原加盟国のうち、ベネルックス3国の提案にはじまったのは確かである [Jovanović 1997: 7]。それは、スパーク報告の作成者ポール・アンリ・スパークが、ベルギーの外相であったことから明らかである。
- (12) マーシャル・プランの起源については、ダイナンは1947年にヨーロッパの惨状を伝えたウィリアム・クレイトン国務次官の報告に求めている [Dinan 1994: 2]。ヨヴァノヴィッチは同じく1947年に、政策計画長官ジョージ・ケナンに送られた三人の経済学者の報告書に求めている [Jovanović 1997: 2]。
- (13)(14) La Déclaration du 9 mai 1950. http://europa.eu/abc/symbols/9-may/decl_fr.htm (2007.09.07アクセス)。
- (15) 石炭鉄鋼共同体と同一タイプの原子力共同体の原案は、石炭に代わる原子力のエネルギーの地位を予見したモネによって提出されていた [Dinan 1994: 30-31]。
- (16) 1948年ワルター・オイケンとフランツ・ベームとによって創刊された経済社会学の年報誌 ORDOは、2006年で57巻になった。ORDOでは、Ordnungstheorie と Ordnungspolitik という用語は頻繁に使われている。
- (17) オイケンは主著『国民経済学の基礎』(Die

Grundlagen der Nationalökonomie, 1939) で経済過程 (Wirtschaftsprozess) を5つの側面をもつ一体と説明している。5つの側面を整理すれば生産=消費過程・分配過程・投資過程・技術過程・立地過程となる。経済秩序 (Wirtschaftsordnung) も簡単に整理すれば、自然経済の自己経済を別にすれば、中央指導経済と流通経済に大別される。オイケン は、経済過程は必ず一定の経済秩序を前提に成り立つことを明らかにした。

- (18) 5回の連続講義中3回まではオイケンが講義し、残りは代読された。死後、Unser Zeitalter der Misserfolge (1950) 英訳 This Unsuccessful Age (1951) で出版された。
- (19) 終戦後、ドイツは連合国米英ソ仏の4カ国に分割統治された。しかし、まもなく米ソの対立がはじまり、4カ国の共同統治は困難になると、1947年米英両国は両国占領地域を経済統合した。これを受けて両国の軍政局のもとにドイツ人による経済評議会 (Wirtschaftsrat) が設けられ、そのもとに経済管理局 (Verwaltung für die Wirtschaft) が置かれた。専門家会議 (wissenschaftler Beirat bei der Verwaltung für die Wirtschaft) は、経済の諮問機関として経済管理局に設置された。
- (20) 専門家会議の人選は、経済管理局の職員で専門家会議の提案者ハンス・メーラーが大半行った。人選には、左右の立場のバランスが計られた。しかし、メーラーの意向で計画派よりは市場派の方が多かった[Nicholls 1994: 186]。
- (21) アデナウアーはECSCを支持するアメリカの立場に同調することで、新生西ドイツの主権を確保することを図った[Nicholls 1994: 342], [Dinan 1994: 22]。ECSCの建設には創設のトリオと呼ばれるカトリック系のキリスト教徒であったシューマン、アデナウアー、デ・ガスパリ (イタリアのキリスト教民主党的創立者。1945年-1953年首相) の尽力が大きかった [佐々木1995: 8]。
- (22) 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約の条文で見る限り、ECSCには統制と計画とともに自由と市場の原則がある。例えば、第1部第4条には関税や数量制限を禁止する自由貿易の原則が規定されている。しかし、第3条の規定は、最高機関に生産・消費・分配・投資過程への介入を許している。エアハルトがECSCには、フランスの保護主義と管理主義 (dirigisme) の影響があると疑ったのは間違ってい

なかった[Nicholls 1994: 343]。

- (23) 欧州経済共同体設立条約は第2部共同体の基礎第1編商品の自由移動第9条で、共同体の基礎が関税同盟であると規定している。確かに、第18条では域外に相互主義と相互の利益を基礎にして、関税を下げる用意があると宣言はしている。しかし、開放的であるとしてもEECが域外に共通関税を設けた関税同盟であったことに変わりはない。
- (24) EEC設立条約は、第8条第1項で共同市場が漸進的に12年の過渡期間中に形成されなければならないと規定していた。この規定は、1969年を待たず1968年には完了した。
- (25) イギリスの加盟申請は、1963年と1967年の2回行われた。いずれもド・ゴール大統領の拒否権や拒絶によって阻まれた。イギリスの加盟交渉は、ド・ゴールが1969年にフランス大統領の地位を去って再開した。
- (26) この期間に作成された報告書には、以下のものがある。ティンデマン報告書 (1975年)、三賢人報告書 (1978年)、スピネリ計画 (1984年)、域内経済白書 (1985年)。http://europa.eu/scadplus/treaties/introduction_en.htm (2007.09.07アクセス)。
- (27) この転機は、様々に表現されている。大転換 [Dinan 1994: 129], 大飛躍 [Jovanović 1997: 8], また最初の根本的変革 [Der Fischer Weltalmanach 2007: 555] と表現されている。
- (28/29/30) EU経済の中心ドイツを例にすると、ドイツは戦後ライン資本主義 (Rheinischer Kapitalismus) [Schlecht 1996: 10] と呼ばれる労使協調の生産体制を形成した。この生産体制は、国民の福祉水準の向上には寄与した。しかし、その反面余暇時間を長くし時間当たりの労働コストを高くした。また、高福祉は企業の付帯賃金を高くし、企業の投資資金を減少させた。
- (31) コックフィールドの域内市場完成白書は、EU域内の物流を妨げるNTBを、物理的・技術的・財政的障害に分けこれらの障害の除去を求めた。そして、ローマ条約が規定したモノ・ヒト・サービス・カネの域内での自由移動を求めた。更に、これらの要件を満たした共同市場あるいは単一市場を1992年には完成することを求めた。
- (32) SEA第13条は、1992年12月31日までに域内市場を確立することと、域内市場でのモノ・ヒト・サービス・カネの国境に妨げられない移動を規定

- した。このため、EEC第8a条を補足改正した。
- (33) SEA第20条は、EEC第104条の国際収支と通貨の規定によって加盟国が協力することを規定した。このため、EEC第102a条を補足改正した。
- (34) マーストリヒト条約は、EUの目的として第1章B条で最終的に単一通貨を含む経済通貨同盟の建設を規定している。
- (35) ユーロの導入は1999年1月1日、EUが経済通貨同盟の最終段階に達したとき、加盟15カ国のうち11カ国によって開始した。このときのユーロは、計算単位であって交換手段ではなかった。紙幣と铸貨をとまなうユーロは、2002年ギリシャが加わり12カ国で流通を開始した。2007年には、スウェーデンが加わり13カ国になった。
- (36) 本論が秩序自由主義と一括した経済学者には、三人の他にフリードリッヒ・ハイエクやアルフレッド・ミュラー＝アルマックなどが著名である。思想的に、オイケンを中立とすればハイエクは自由主義（右派）より、ミュラー＝アルマックは社会主義（左派）よりである。
- (37) 国際分業の効率を高めるには、国際経済を国内経済に近づければいい。国内経済では、レプケのいう価格・交換・支払共同体が成立している。日本を例にすれば、円で価格が表示され、円で交換され、円で支払いがされている。EUは、域内にレプケのいう価格・交換・支払共同体を実現しただけではない。労働・資本という生産要素の自由移動と、共通通貨ユーロの発行によって、かつては国際経済であったヨーロッパを国内経済へと移し替えてつある。
- (38) フェルトは、共同的な連邦制をアメリカ、ドイツ、オーストラリアとし、競争的な連邦制をスイス、カナダ、EUとしている。

参考文献

- Collins, C.D.E, History and Institutions of the EC, in, El-Agraa, Ali M.eds. [1993]
Der Fischer Weltalmanach 2007 [2006]Fischer Taschenbuch Verlag.
- Dinan, Desmond [1994] Ever Closer Union?, Lynne Rienner Publishers · Boulder,Colorado.
- El-Agraa, Ali M.ed. [1980, 1983, 1989, 1993]The Economics of the European Community, 4.ed., Havester Wheatsheaf.

- Erhard, Ludwig [1962] Deutsche Wirtschaftspolitik, Econ Düsseldorf-Wien Knapp Frankfurt/Main.
- Eucken,Walter [1939, 1941, 1942, 1949] Die Grundlagen der Nationalökonomie, Springer-Verlag.
- 大泉行雄 [1958]『国民経済学の基礎』勁草書房。
- Eucken, Walter [1951] Unser Zeitalter der Misserfolge, J.C.B.Mohr.
- Eucken, Walter [1952, 1968] Grundsätze der Wirtschaftspolitik, J.C.B.Mohr.
- 大野忠雄 [1967]『経済政策原理』勁草書房。
- Feld, P.Lars [2003]Eine Europäische Verfassung aus polit-ökonomischer Sicht,in ORDO Band 54. Gustav Fischer Verlag.
- Gröner,Helmut und Schüller, Alfred[1989]Grundlagen der internationalen Ordnung: GATT und EG im Wandel-Euckens Idee der Wirtschaftsverfassung des Wettbewerbs als Prüfstein,in ORDO Band 40. Gustav Fischer Verlag.
- Hitiris, Theo [1988, 1991, 1994] European Community Economics, 3.ed.,Harvester Wheatsheaf.
- Jovanović, N.Miroslav [1997] European Economic Integration, Routledge.
- McDonald, Frank and Dearden, Stephen.ed.[1992, 1994] European Economic Integration, 2.ed.,Longman.
- Nicholls, J.Anthony [1994] Freedom with Responsibility, Clarendon Press Oxford.
- Röpke, Wilhelm [1941, 1948] Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart, Eugen Rentsch Verlag.
- Röpke, Wilhelm [1959] Zwischenbilanz der europäischen Wirtschaftsintegration-Kritische Nachlese, in: ORDO Band 11., Helmut Küpper Vormals Georg Bondi.
- Schlecht, Otto [1996] Erneuerte Soziale Marktwirtschaft statt Regulierungs-und Versorgungsstaat, J.CB.Mohr (Paul Siebeck).

- Streit, E.Manfred [2004] Die „Verfassung für Europa“-Bemerkung zu einem ordnungspolitischen Dauerproblem, in ORDO Band 55.Gustav Fischer Verlag.
- 佐々木博 [1995]『EUの地理学』二宮書店。
- 庄司克宏 [2003]『EU法基礎編』岩波書店。
- ベルクマンズ, ジャック著 田中素香全訳 [1997, 2001]『EU経済統合』文眞堂。
- 中村民雄編著 [2005]『EU研究の新地平』ミネルヴァ書房。
- 山根裕子 [1993. 1995. 1998]『EU/EC法』有信堂。